

支部運営に係る取り決め事項

(一般社団法人) 日本コリークラブ広島県支部

2022 (令和4) 年11月18日現在 Ver4.0

(目的)

第1条 定款、支部設立並びに運営に関する規定、及び本部からの通知・お知らせ文等に定めのない事柄を、支部運営に係る取り決め事項とし定めることを目的とする。

(支部定時総会の日程)

第2条 支部定時総会の開催日、報告は、次の各号に定めるところによる。

- 1 支部定時総会の開催日は、当該年度1月の第3日曜日を基本の開催日とする。
なお、基本日開催の不可能な場合は、1月24日までの開催を努力するものとする。
- 2 支部定時総会の本部報告書は、次に掲げるところによる。
 - イ 提出は、支部定時総会の開催後1週間以内とする。
 - ロ 報告者は、前年度の支部長とする。
 - ハ 報告日付は、支部定時総会の開催日とする。

(支部会計監査の日程)

第3条 支部会計監査の開催日は、次の各号に定めるところによる。

- 1 会計期間である当該年度の1月1日から12月31日の期間を満了した次の日以降の日とする。
- 2 支部会計監査の開催日は、支部定時総会開催日の前週の日曜日をとする。

(月例会兼役員会の開催)

第4条 月例会兼役員会の開催要件は、次の各号に掲げるところによる。

- 1 月例会兼役員会は、随時の開催とする。
- 2 開催を要望する支部役員の発議により、随時に開催できるものとする。
- 3 開催は、開催手順により、役員主導の進行とする。
- 4 支部長は、電話参加のみの出席も可能なものとする。

(月例会兼役員会の開催手順)

第5条 月例会兼役員会の開催手順は、次の各号に掲げるところによる。

- 1 発議者は、目的、日時、会場、協議項目について支部長の承諾を得る。
- 2 開催日時、会場等を支部ホームページへ掲載する。
- 3 終了後、発議者は、議事録を作成し、支部長へ報告する。
- 4 協議結果で広報を要する項目、内容は、支部ホームページへ掲載する。

(支部の役割分担)

第6条 支部の役割分担は、次の各号に掲げるところによる。

- 1 支部の運営・事業活動に必要な任務・役割を分担する。
- 2 分担は、別表第一の役割区分・役割内容に応じ、担当者を設定する。

(支部負担経費)

第7条 支部負担で支出できる経費は、次の各号に定める項目とする。

- 1 ブロック会の出席経費
- 2 西日本特別展のお手伝への参加経費
- 3 月例会兼役員会の会場費
- 4 家庭犬練習会の会場費
- 5 任務に伴う役柄に応じた電話代等の支部負担経費
- 6 広島県支部の支部会員を対象とした冠婚葬祭費の支部の支出経費
- 7 その他緊急を要する物件・内容のもの支部負担経費

(支部負担経費の範囲)

第8条 支部負担で支出できる経費の範囲は、次の各号に定めるところによる。

- 1 ブロック会の出席経費
 - イ 支出対象者
 - (1) 支部長、またはその代行者
 - (2) 支部会員5人までの出席者
 - ロ 負担経費額
 - (1) 支部長、またはその代行者は、会費と交通費の合計額
 - (2) 支部会員5人までの出席者は、会費のみ
- ハ 開催が、広島県支部の場合は、支部負担しないものとする。
- 2 西日本特別展のお手伝への参加経費
 - イ 支出対象者
 - (1) 支部長、またはその代行者
 - (2) 支部長、またはその代行者の所有犬が出陳する場合にも支部負担とする。
 - ロ 負担経費額
 - (1) 支部長、またはその代行者に、交通費
 - (2) 支出経費は、宿泊を含まない当日移動相当額の経費分のみとする。
- ハ お手伝の要員が多数必要な場合
 - (1) 支部長が指名したお手伝いの要員数までを対象とする。
 - (2) 乗り合わせによる経費算出とするが、事前に別途、支部長検討とする。
- ニ 開催地が、広島県内の場合は、支部負担しないものとする。
- 3 月例会兼役員会の会場費
 - イ 月例会兼役員会は、飲食代等は含まない会場費のみの額とする。
 - ロ 過去の会場費を目安とし、常識的な会場選択とする。
- ハ 開催は、支部長の承諾を要する。

- ニ 開催回数は、5回/年以内を目安とする。
- ホ 開催回数は、あくまでも目安であり、回数にあまりこだわらないこととする。
- ハ 第5条各号の開催手順を遵守すること。

4 家庭犬練習会の会場費

- イ 家庭犬練習会は、飲食代等は含まない会場費のみの額とする。
- ロ 過去の会場費を目安とし、常識的な会場選択とする。
- ハ 開催は、支部長の承諾を要する。
- ニ 開催回数は、4回/年以内を目安とする。
- ホ 開催回数は、あくまでも目安であり、回数にあまりこだわらないこととする。

5 任務に伴う役柄に応じた電話代等の支部負担費

- イ 電話代等の実費としての根拠ある算出は不可能なため手当扱いの固定額とする。
- ロ 支出対象者、及び年額は、次に定めるところによる。
 - (1) 支部長 5,000 円/年
 - (2) 展覧会担当者 5,000 円/年
 - (3) 家庭犬資格審査会兼競技会担当者 1,000 円/年
- ハ 支払は、年度末の12月とする。

6 広島県支部の支部会員を対象とした冠婚葬祭費の支部の支出経費

- イ 支出対象者
 - (1) 会員年数20年以上、支部運営に貢献された方を基本とする。
 - (2) 会員及びその家族の1親等までとする。
- ロ 電報、花、額の区分等は、相場、状況に応じた支部長判断によるものとする。
- ハ 支部運営に貢献された方を基本理念とし、数値等には制約を受けないものとする考え方とする。
- ニ この第6号は、詳細のすべてを表現・表記することが困難なため、この程度にとどめたものである。

7 その他緊急を要する物件・内容のものの支部負担経費

- イ 緊急を要するか否かの判断は、支部長自身の判断によるものとする。
- ロ 緊急を要する物件・内容のものは、支部長判断をもって支部負担とする。

8 審査員へのお土産代額は、概ね3,000円程度とする。

(支部負担経費の算出)

第9条 支部負担で支出できる経費額の算出は、次の各号に掲げるところによる。

- 1 実費での支払いを基本とする。
- 2 実費によりがたい場合は、経費額を計算による算出とする。
- 3 計算による経費額の算出は、別表第二を適用する。

(会計事務処理)

第10条 支部会計の事務処理は、次の各号に掲げるところによる。

- 1 事業活動等に伴う経費の支出は、仮払負担者からの請求による支払を基本とする。
- 2 この請求による支払は、領収書と支払額の直接交換を基本とする。
- 3 この直接交換が不可能な場合は、銀行振込、銀行ATM送金等によるものとする。
- 3の2 この2号の支払いは、行事等の機会を捉え、直接の支払いを基本とする。
但し、下記の場合は、第3号による支払いとする。
 - (1) 本部への送金の場合
 - (2) 振込手数料が、無料の回数までの場合
 - (3) 会計期間の後半期で行事等の機会がないと判断できる場合
- 4 領収書の取り扱いについては、次に掲げるところによる。
 - イ 基本的には、領収書を支出・支払の証拠書類とする。
 - ロ 次に掲げるものは、領収書と同等な支出・支払の証拠書類とする。
 - (1) 購入時のレシート(領収書)
 - (2) 銀行窓口での振込依頼書の「お客様控え」
 - (3) 銀行ATM送金時に、ATMより出力される「ご利用明細票」
 - (4) 領収書、レシート、お客様控え、ご利用明細票のコピー
 - ハ 謝礼、お祝い金、香典、見舞金などの交際費等で領収書の受け取りが困難な場合は、支部長発行による「支払証明書」を支出・支払の証拠書類とする。
- 5 支部で作成する差引簿に記載する取扱日は、現金、振込、送金で実際に収入や支出のあった日付とする。
 - イ 差引簿に記載する取扱日の日付の優先順位
 - (1) 実際に現金を受け渡した日付
 - (2) 口座振込、ATM送金の場合は、その振込日、ATM送金日の日付
 - (3) 領収書に記載された日付
- 6 会計事務処理においての会計区分、科目区分、明細区分、及びコードは、別表第三に定めるところによる。
- 7 第7条第5号の任務に伴う役柄に応じた電話代等の支部負担費の会計は、会計区分を一般会計、科目区分を通信運搬費とする。
- 8 銀行振込、ATM送金に要する振込手数料の会計は、すべての会計につき会計区分を一般会計、科目区分を通信運搬費とする。
- 9 支部会計で使用する銀行口座は、次に掲げるところによる。
 - イ 支部会計の事務処理用としてゆうちょ銀行へ口座を設定する。
 - ロ 口座名義は、支部会計担当の個人名義登録としているが、支部会計事務の専用の口座として使用する。
 - ハ 展覧会の出陳料、家庭犬資格審査会兼競技会の受験料、出場料、その他料金等の受取、送金に使用する。
 - ニ 支部会計で使用するゆうちょ銀行の口座番号は、別表第四による。

(決算・収支報告書)

第 1 1 条 決算報告書、収支報告書は、次の各号に定めるところによる。

1 決算報告書、収支報告書の様式

- イ 会計区分、科目区分の 2 区分で集計された様式（本部提示の様式）
- ロ 会計区分、科目区分、明細区分の 3 区分で集計された様式（広島支部の様式）
- ハ 広島支部の様式は、本部提示の様式に明細区分を加えたものである。

2 様式の使用区分

- イ 本部報告に使用する決算報告書、収支報告書の様式は、本部提示の様式とする。
- ロ 支部定時総会で使用する決算報告書、収支報告書の様式は、広島支部様式とする。

(案内状)

第 1 2 条 支部定時総会、オフ会等の案内状は、次の各号に掲げるところによる。

- 1 案内状の往復はがきを省エネするために一部をメール送信の案内とする。
- 2 メール送信で連絡可能な方には、メール送信による案内とする。
- 3 メール案内には、案内状のコピーを添付ファイルとする。
- 4 メール送信の案内で、今後の問題点があれば、修正することとする。

経緯

総会年月日	区分	内容
2017年1月22日	制定	下記に記載する追加・変更項目を除く条目と同等の内容を制定する。
	追加	第 4 条の 3 号、第 8 条 3 号のホ、第 8 条 4 号のホ、第 8 条 6 号のハ、第 8 条 6 号のニ、第 8 条 7 号のイ、第 1 1 条と同等の内容を追加する。
2018年1月21日	追加	第 2 条、第 3 条、第 1 2 条と同等の内容を追加する。
2019年1月20日	—	追加・変更なし。
2020年1月19日	変更	前記までに記載するものの内容の見直し、説明の追加等を行い、表記を条目に変更し、まとめ版を制定する。
	追加	第 1 条、第 1 0 条第 8 号を追加する。
	追加	第 8 条に第 8 号を追加、第 1 0 条に第 3 の 2 号を追加する。
2022年8月25日	変更	名称変更「 マッチショウ 」を「 オフ会 」に変更する。
2022年11月18日	修正	第 2 条第 1 号の開催日の「期間の表記」を修正する。

別表第一（第6条関係）

支部の役割分担		
役割区分	役割内容	担当者
支部の総括	<ul style="list-style-type: none"> ・支部のすべての総括 ・本部との連絡事務 	
総括の補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・支部長の補佐 	
展覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・展覧会開催に伴う運営のすべての総括 〔役割分担の作成・配布・依頼・報告書作成〕 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・補佐〔プログラム、ジャッジペーパー、報告書作成〕 	
家庭犬資格審査会兼競技会	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭犬資格審査会兼競技会開催に伴う運営のすべての総括 〔役割分担の作成・配布・依頼・報告書作成〕 ・展覧会終了後のミニトリアル開催を含む。 ・家庭犬練習会の計画・実施を含む。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・補佐 	
マッチショー	<ul style="list-style-type: none"> ・オフ会開催に伴う運営のすべての総括 〔役割分担の作成・配布・依頼・報告書作成〕 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・補佐 	
用具・用品	<ul style="list-style-type: none"> ・支部の用具・用品の保管・管理・運用 	
行事写真撮影	<ul style="list-style-type: none"> ・オフ会（本部報告書に添付、HP掲載用） ・展覧会、家庭犬資格審査会兼競技会（HP掲載用） 	
会計	<ul style="list-style-type: none"> ・現金、通帳の管理、支払い業務、領収書の管理 	
会計補助	<ul style="list-style-type: none"> ・差引簿、決算・収支報告書の作成、及び会計補助 	
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・支部ホームページの管理運営 〔資料提供を受けての更新業務〕 	
総会資料作成 総会報告作成	<ul style="list-style-type: none"> ・支部定時総会の資料作成（原稿） ・支部定時総会報告書の作成（原稿） 	

別表第二 (第9条の3号関係)

支部負担で支出できる経費の算出 (ブロック会の出席経費)			
会 費	5,000 円/名 (主催支部の提示額)		
交通費	燃料代	走行距離	Google地図ネット検索により計測されたもの。
		燃費	10 km/ℓ とする。
		燃料種	レギュラーガソリンとする。
		ガソリン単価	単価は、資源エネルギー庁の「給油所小売価格調査 (ガソリン、軽油、灯油)」により、単価は、出発県の出発月で開催日に最も近い日付の単価とする。
	高速料金	NEXCO西日本のネット検索による料金のETC料金とする。	
交通費 (計)		(燃料代) + (高速料金)	
支出経費 (合計)		(会 費) + (交 通 費)	

算出例	・会費	= 5,000 円/名 × 3 名 = 15,000 円
	・ガソリン量	= (走行距離) / (燃費) = 279 km / 10 km/ℓ = 27.9 ℓ
	・燃料代	= (ガソリン量) × (ガソリン単価) × 2 (往復) = 27.9 ℓ × 144.8 円/ℓ × 2 = 8,079 円
	・高速料金	= (片道料金) × 2 (往復) = 5,230 円 × 2 = 10,460 円
	・交通費 (計)	= (燃料代) + (高速料金) = 8,079 円 + 10,460 円 = 18,539 円
・支出経費 (合計)	= (会 費) + (交 通 費) = 15,000 円 + 18,539 円 = 33,539 円	

別表第三（第10条6号関係）

コードNo	〔会計区分〕
1	一般会計
2	前期展覧会会計
3	後期展覧会会計
4	家庭犬資格審査会兼競技会会計
5	オフ会会計
6	(予備①用)会計
7	(予備②用)会計

コードNo	収入～〔科目区分〕
11	前期繰越金
12	前期事業立替返済金
13	助成金
14	会費(参加費)
15	受験料(審査会)出場料(競技会)
16	出陳料(展覧会)
17	受験料(ミニトライアル)
18	売上金
19	受取利息
20	寄付金
21	雑収入
22	[欠番] 22
23	前期展覧会剰余金
24	後期展覧会剰余金
25	審査会兼競技会剰余金
26	オフ会剰余金
27	(予備①用)会計剰余金
28	(予備②用)会計剰余金
*	補助金

コードNo	支出～〔科目区分〕
101	会議・例会費・懇親会費
102	[欠番] 102
103	交際費
104	旅費交通費
105	消耗品費
106	昼食・茶菓子購入費
107	印刷製本費
108	通信運搬費
109	会場使用料及び賃借料
110	備品購入費
111	雑支出
112	補助金
113	次期事業立替金
114	開催申請料
115	出陳犬負担料(審査会)
116	出陳犬負担料(展覧会)
117	出陳犬負担料(ミニトライアル)
118	賞品購入費
119	賞品負担料(展覧会)
120	賞品負担料(審査会)
121	賞品負担料(ミニトライアル)
122	[欠番] 122
123	[欠番] 123
124	[欠番] 124
125	[欠番] 125
126	[欠番] 126
127	[欠番] 127
*	剰余金
*	次期繰越金

コードNo	収入 ~ [科目区分]	コードNo	収入 ~ [明細区分]
11	前期繰越金	201	no details
12	前期事業立替返済金	202	前期展覧会
		203	家庭犬資格審査会兼競技会
		204	総会会場費
		205	返済金(その他)
13	助成金	206	助成金(オフ会)
		207	助成金(その他)
14	会費(参加費)	208	会費(懇親会)
		209	参加費(オフ会a〔500円/名〕)
		210	参加費(オフ会b〔1,000円/名〕)
		211	会費(ブロック会)
15	受験料(審査会) 出場料(競技会)	212	受験料(審査会)〔5,000円/頭〕
		213	出場料(競技会)〔5,000円/頭〕
		214	受験及び出場料〔7,000円/頭〕
16	出陳料(展覧会)	215	出陳料a(展覧会)〔5,000円/頭〕
		216	出陳料b(展覧会)〔2,000円/頭〕
		217	出陳料c(展覧会)〔6,000円/頭〕
17	受験料(ミニトライアル)	218	no details
18	売上金	219	売上金(お弁当)
		220	売上金(その他)
19	受取利息	221	no details
20	寄付金	222	no details
21	雑収入	223	グッズ還付金
		224	祝儀金
		225	雑収入(その他)
22	[欠番] 22	226	no details
23	前期展覧会剰余金	227	no details
24	後期展覧会剰余金	228	no details
25	審査会兼競技会剰余金	229	no details
26	オフ会剰余金	230	no details
27	(予備①用)会計剰余金	231	no details
28	(予備②用)会計剰余金	232	no details

コードNo	支出 ~ [科目区分]	コードNo	支出 ~ [明細区分]
101	会議・例会費・懇親会費	301	会議費
		302	会議費(その他)
		303	例会費
		304	懇親会費
		305	参加費(会議)
		306	参加費(懇親会)
		307	参加費(ブロック会)
102	[欠番] 102	308	[欠番] 308
103	交際費	309	謝礼費
		310	お土産費
		311	お祝い金
		312	香典費
		313	お見舞い金
		314	交際費(その他)
104	旅費交通費	315	交通費
		316	宿泊費含む交通費
105	消耗品費	317	消耗品費(展覧会・審査会等用)
		318	消耗品費(一般用品)
		319	消耗品扱いの備品(10万円未満)
106	昼食・茶菓子購入費	320	お弁当購入費
		321	茶菓子類購入費
107	印刷製本費	322	印刷製本費(目録)
		323	印刷製本費(資料コピ-)
108	通信運搬費	324	通信費(郵送料)
		325	通信費(電話料)
		326	振込手数料
109	会場使用料及び賃借料	327	会場使用料
		328	賃借料(会議室)
		329	賃借料(テント類)
		330	賃借料(その他)
110	備品購入費	331	備品購入費(10万円以上)
111	雑支出	332	雑支出(不明金)
		333	雑支出(その他)
112	補助金	334	no details
113	次期事業立替金	335	前期展覧会
		336	家庭犬資格審査会兼競技会
		337	総会会場費
		338	立替金(その他)
114	開催申請料	339	no details
115	出陳犬負担料(審査会)	340	no details
116	出陳犬負担料(展覧会)	341	no details
117	出陳犬負担料(ミニトライアル)	342	no details
118	賞品購入費	343	賞品購入費(トロフィ類)
		344	参加賞購入費
		345	賞品購入費(その他)
119	賞品負担料(展覧会)	346	no details
120	賞品負担料(審査会)	347	no details
121	賞品負担料(ミニトライアル)	348	no details

別表第四 (第10条9号の二関係)

支部会計で使用する〔 ゆうちょ銀行 〕の口座番号	
1.〔 ゆうちょ銀行 〕から振込の場合	
銀行名	ゆうちょ銀行
記号	15100
番号	4944951
口座名義	瀬戸林 里美
2.〔 ゆうちょ銀行以外の銀行 〕から振込の場合	
銀行名	ゆうちょ銀行
店名	五一八
店番	518
預金種目	普通預金
口座番号	0494495
口座名義	瀬戸林 里美